# 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する 医療職の被扶養者の収入確認の特例について

ワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認について、厚生労働省等からの通知に 基づき、下記のとおり取り扱います。

記

#### 1. 概要

組合員に扶養されている被扶養者の収入について、年間収入 130 万円未満(給与収入は月額 108,334 円未満)等を要件としていますが、医療職のワクチン接種業務に従事したことによる給与収入については、特例的に収入に算定しないこととします。

### 2. 具体的な取り扱い

#### (1) 対象者

ワクチン接種業務に従事する医療職(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士)

## (2)対象となる収入

令和3年4月から令和6年3月末までのワクチン接種業務に対する賃金

#### (3) 必要書類

通常の収入確認書類に加えて、ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主(市(区)町村、医療機関等)から発行されたワクチン接種業務に従事したこと及びワクチン接種業務による収入額を証する書類(別紙「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書」)を収入確認時に添付してください。

#### 3. 留意事項

・ワクチン接種会場や医療機関において、直接ワクチンの注射や予診(予診のサポートを含む。)、 ワクチンの調製、接種後の経過観察等に有資格者として従事する医療職の方を対象とします。ワ クチン接種会場や医療機関の受付等はこの特例措置の対象となりません。

ただし、事務職であってもワクチン接種に伴って残業が増えた場合などは、認定取消とならない 場合があるため、別途共済組合までご相談ください。

・健康保険の被保険者の適用条件に当てはまる者(適用事業所に使用される正社員、同事業所で同様の業務に従事している正社員の4分の3以上所定労働時間がある短時間労働者等)について

は、健康保険法上、健康保険への加入が義務づけられており、健康保険の被保険者となった場合には、被扶養者とはなりません。

- ・インフルエンザウイルスワクチン等他のワクチン接種業務に対する賃金等、特例措置の対象期間 中であっても新型コロナウイルスワクチン接種業務以外の収入は特例措置の対象となりません。
- ・新型コロナウイルスワクチン接種業務に係る収入を除外しても、なお、年間収入見込みが 130 万円以上となる場合などにおいては、被扶養者から外れることもあります。また、健康保険の被扶養者の要件は収入要件だけではないため、その他の要件を満たしていないことにより、被扶養者から外れる場合もあります。
- ・この特例は健康保険等の被扶養者認定及び国民年金の第3号被保険者の認定のみに係る取扱いであるため、税金の扶養控除や扶養手当においては適用されません。

問い合わせ先

神戸市職員共済組合 医療係

T E L: 078-322-5108 (内線 954-6719) Email: iryo-nintei@office.city.kobe.lg.jp